

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

私の国民年金保険料は、妻が納付してくれていた。申立期間当時、保険料を毎月納付するのは困難だったが、国民年金は国民の義務と考え、未納のため別途送付されてきた納付書により苦しい家計の中から納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人夫婦は、申立期間及び 1 年間の申請免除期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、夫婦の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 3 月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付又は過年度納付が可能であり、申立人は、「申立期間当時、毎月納付するのは困難だったが、後で別途送付されてきた納付書により納付していた。」と述べており、申立期間直前の 5 か月、及び申立期間直後の 9 か月の保険料を、いずれも過年度納付していることが、申立人が所持する領収証書により確認できることから、申立期間についても、納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、私が納付していた。申立期間当時、保険料を毎月納付するのは困難だったが、国民年金は国民の義務と考え、未納のため別途送付されてきた納付書により、苦しい家計の中から納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人夫婦は、申立期間及び 1 年間の申請免除期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、夫婦の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 11 月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付又は過年度納付が可能であり、申立人は、「申立期間当時、毎月納付するのは困難だったが、後で別途送付されてきた納付書により納付していた。」と述べており、申立期間直前の 6 か月、及び申立期間直後の 9 か月の保険料を、いずれも過年度納付していることが、申立人が所持する領収証書により確認できることから、申立期間についても、納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から平成3年3月までの期間及び9年11月から10年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年5月から平成3年3月まで  
② 平成9年11月から10年1月まで

学生の際はA県B市に居住しており、同市及び実家の在るC県D町(現在は、E市)で国民年金の加入手続を行った記憶はないが、昭和63年\*月に20歳で強制加入となり、同町役場から実家に納付書が郵送されてきたため、母親が、申立期間①については、平成元年までは同町役場、その後はF県G市役所で、申立期間②についてはH町役場で、毎月保険料を納付していた。

また、経緯は不明だが年金手帳が2冊有り、基礎年金番号も二つあった記憶があり、ハローワークで雇用保険の話をした際に、「二つ有るのはおかしい、一つにします。」と言われて新しい方の手帳だけが返却された記憶がある。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶はないが、昭和63年\*月に20歳で強制加入となり、H町役場から実家に納付書が郵送されてきたため、申立期間①については、平成元年までは同町役場、その後はG市役所で、申立期間②についてはH町役場で、申立人の母親に、毎月国民年金保険料を納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる

申立人の国民年金手帳記号番号は、G市において、平成3年4月頃払い出されていることが前後の国民年金被保険者の記録により確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認できる上、G市及びH町の国民年金被保険者名簿において、国民年金被保険者資格取得日は同年4月1日とされており、これは、オンライン記録とも一致することから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、申立期間①の保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、平成3年3月31日まで、20歳以上の学生については、国民年金への加入は任意とされており、申立人の国民年金の加入手続が行われた上記の時点では、申立人が20歳となった昭和63年\*月\*日に遡って被保険者資格を取得することはできない。

また、申立期間②について、H町の国民年金被保険者名簿において、申立人は、平成6年9月1日付け及び9年4月1日付けで厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っていることが確認できるものの、同日付けで取得した国民年金被保険者資格は、申立人が厚生年金保険に加入したことを理由として同年10月27日付けで喪失しており、その後、国民年金被保険者資格を再取得した形跡は見当たらないことから、申立期間②について、同町では申立人を被保険者として管理していなかったものと考えられ、これは、オンライン記録とも一致していることから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、申立期間②の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県、F県及びA県内全てを対象に、「I（漢字氏名）」及び「J（カナ氏名）」で検索し、オンライン記録により、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から52年10月まで

昭和48年4月頃、母親がA市B区のC公設市場内の小さな事務所で私の国民年金の加入手続を行い、私が婚姻するまでの期間の国民年金保険料を同事務所で納付していた。母親は高齢のため、記憶が定かではなく、年金事務所で調べてもらったところ、申立期間の保険料について、母親と兄の分は納付していると聞いたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月頃、その母親がA市B区のC公設市場内の小さな事務所で国民年金の加入手続を行い、申立人が婚姻するまでの期間の国民年金保険料を同事務所で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、当時居住していたD県内全てについて、婚姻前の氏名である「E（漢字氏名）」及び「F（カナ氏名）」で検索したが、該当者はおらず、申立人が申立期間当時に、国民年金に加入した形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録及び申立人が所持する年金手帳の記載により、平成元年10月に払い出されたものと推認され、申立人は、この頃、初めて国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間に係る国民年金被保険者資格は、13年8月1日付けで第3号被保険者資格を取得した手続の際、申立人の夫の記録と併せて記

録整備を行い、同年10月26日に追加されたものであることがオンライン記録により確認できることから、この追加処理が行われるまでは、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、追加処理時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。